

長崎県水産業振興基本計画

令和3年度～7年度

# 第8章

参考資料

# 第8章

# 参考資料

## 長崎県水産業振興基本計画検討委員会 委員名簿 (敬称略)

◎会長 ○副会長

区分		氏名	役職等
漁業 関係 団体	1 県内	◎高 <sup>たか</sup> 平 <sup>ひら</sup> 真 <sup>しん</sup> 二 <sup>じ</sup>	長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	2 県内	久保田 <sup>くぼた</sup> 正 <sup>ただし</sup>	長崎県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長
	3 県内	近 <sup>こん</sup> 藤 <sup>どう</sup> 直 <sup>なお</sup> 美 <sup>み</sup>	長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長
	4 県内	山 <sup>やま</sup> 田 <sup>だ</sup> 浩 <sup>こう</sup> 一朗 <sup>いちろう</sup>	長崎県以西底曳網漁業協会 会長
	5 県内	綾 <sup>あや</sup> 香 <sup>か</sup> 良 <sup>よし</sup> 浩 <sup>ひろ</sup>	長崎県漁業士連絡協議会 副会長
	6 県内	福 <sup>ふく</sup> 海 <sup>み</sup> 哲 <sup>てつ</sup> 蔵 <sup>ぞう</sup>	長崎県漁協青壮年部連合会 会長
	7 県内	荒 <sup>あら</sup> 木 <sup>き</sup> 直 <sup>なお</sup> 子 <sup>こ</sup>	長崎県漁協女性部連合会 会長
加工業 流通業 飲食業 消費者 他	8 県内	高 <sup>たか</sup> 崎 <sup>さき</sup> 一 <sup>かず</sup> 正 <sup>まさ</sup>	長崎蒲鉾水産加工業協同組合 代表理事組合長
	9 県内	犬 <sup>いぬ</sup> 束 <sup>づか</sup> ゆかり	有限会社 丸徳水産
	10 県内	竹 <sup>たけ</sup> 下 <sup>した</sup> 敦 <sup>あつ</sup> 子 <sup>こ</sup>	株式会社 天洋丸
	11 県内	川 <sup>かわ</sup> 元 <sup>もと</sup> 克 <sup>かつ</sup> 明 <sup>あき</sup>	長崎魚市株式会社 代表取締役社長
	12 県外	谷 <sup>たに</sup> 口 <sup>ぐち</sup> 誠 <sup>せい</sup> 一 <sup>いち</sup>	株式会社うおいち 市場営業本部 東部鮮魚部 部長
	13 県外	小 <sup>こ</sup> 島 <sup>じま</sup> 由 <sup>よし</sup> 光 <sup>みつ</sup>	株式会社スーパーソニック 代表取締役 五島列島水産流通株式会社 代表取締役
漁村	14 県内	筑 <sup>つい</sup> 城 <sup>き</sup> 慎 <sup>しん</sup> 一 <sup>いち</sup>	古里漁組 所属
学識 経験者	15 県内	◎橘 <sup>たちばな</sup> 勝 <sup>かつ</sup> 康 <sup>やす</sup>	長崎大学水産学部 教授
	16 県内	浜 <sup>はま</sup> 野 <sup>の</sup> かおる	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所 企画調整部門長
市町長	17 県内	野 <sup>の</sup> 口 <sup>ぐち</sup> 市太郎 <sup>いちたろう</sup>	長崎県離島振興協議会 会長
一般 公募	18 県内	渋 <sup>しぶ</sup> 江 <sup>え</sup> 康 <sup>やす</sup> 敏 <sup>とし</sup>	公募委員
	19 県内	後 <sup>ご</sup> 藤 <sup>とう</sup> 満 <sup>みつ</sup> 雄 <sup>お</sup>	公募委員
	20 県内	入 <sup>いり</sup> 江 <sup>え</sup> 徳 <sup>とく</sup> 成 <sup>なり</sup>	公募委員

## 水産部関係の関連計画一覧

計画名	概要	策定年度	計画期間
地域別施策展開計画	浜プランの取組を促進するため、浜プランの個人別漁業データを活用し、地域ごとの漁業実態、経営状況を把握、分析し、地域で取り組む具体的な取組を定めたプラン（県独自）	H29年度～	H29年度～
浜の活力再生プラン （浜プラン）	浜が抱える課題を整理し、地域の創意工夫に基づき漁業者が取り組む収入向上とコスト削減の具体的な取組を定め所得向上を目指すプラン（国制度）	H25年度～	5年間
浜の活力再生広域プラン （広域浜プラン）	浜プランに取り組む広域な漁村地域が連携して、浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進するための具体的な取組を定めたプラン（国制度）	H27年度～	5年間
長崎県資源管理方針	改正漁業法に基づき、国が定める資源管理基本方針に即して、県において資源管理を行うための、資源管理に関する基本的な事項等を定めたもの（国制度）	R2年度～	R2年度～
第7次栽培漁業基本計画	沿岸漁場整備開発法に基づき、国が策定した基本方針に即して、資源が低位水準にある重要資源の維持・増大の実現に向けて、R3年度を目標とした指針及び目標を定め、栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するための県計画（国制度）	H28年度～	R3年度まで
長崎県真珠振興計画	真珠振興法に基づき、国が策定した基本方針に即して、本県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興について、2019年から2027年までの9年間を見通した長期的な視点から真珠の生産、加工、流通の各段階における施策を定めたもの（国制度）	H30年度～	R9年度まで
養殖産地育成計画	意欲ある養殖業者等グループが産地毎の特徴を活かした「養殖産地育成計画」を策定、実践することにより、地域の基幹産業としての発展と養殖業者の所得向上を推進（県独自）	H29年度から 各養殖産地協 議会ごとに随 時策定	R3年度まで

## SDGs (持続可能な開発目標) について

- 「SDGs (持続可能な開発目標) Sustainable Development Goals」は、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、17のゴールと169のターゲットで構成され、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための国際社会全体の目標です。
- 地方自治体にとっても、SDGs 達成に向けた取組は、人口減少、地域経済の縮小等の地域が抱える課題の解決に資するものであり、多様なステークホルダーと連携のうえ、SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されています。
- SDGs の理念は、本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGs の推進につながるものと考えております。
- 県民と共に SDGs の推進に取り組み、県としての役割や使命を果たすことで、SDGs の目標達成に貢献していきます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### 〈SDGsの17のゴール〉 出典：外務省（仮訳）

- 目標1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 目標9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を防止する
- 目標16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

# 長崎県水産業振興基本計画に掲げる取組とSDGsの関係

本計画に掲げる6の基本目標、12の事業群について、SDGsの17ゴールとの関係を整理しました。本計画の各施策を着実に進めていくことにより、SDGsの推進につながるものと考えます。

SDGsの17の目標 計画に掲げる基本目標、事業群	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
<b>I 人（ひと）</b>		●		●				●						●			
<b>基本目標（1）</b>																	
漁村地域の生産力を支える多様な人材の確保・育成		●		●				●						●			
事業群① 漁業就業の魅力や就業情報の発信と受入体制の強化		●		●				●						●			
事業群② 外国人材の地域における活躍								●									
<b>II 産業（しごと）</b>		●						●	●			●	●	●			●
<b>基本目標（2）</b>																	
環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成		●						●	●				●	●			
事業群① 漁業者の経営力強化		●						●	●				●	●			
<b>基本目標（3）</b>																	
資源管理の推進による水産資源の持続的な利用と漁場づくり												●		●			
事業群① 水産資源の維持・増大のための適切な資源管理の推進と漁場づくり												●		●			
<b>基本目標（4）</b>																	
養殖業の成長産業化												●	●	●			
事業群① 養殖業の成長産業化												●	●	●			
<b>基本目標（5）</b>																	
県産水産物の国内外での販売力強化												●		●			●
事業群① 県産水産物の国内販売力の強化												●		●			
事業群② 県産水産物の国外販売力の強化																	●
事業群③ 高度衛生管理に対応した体制の構築														●			
<b>III 地域（まち）</b>								●	●		●		●	●			
<b>基本目標（6）</b>																	
多様な人材の活躍による漁村の賑わいや活力創出								●	●		●		●	●			
事業群① 漁村に人を呼び込む仕組みづくり								●			●		●	●			
事業群② 漁村地域全体で稼ぐ仕組みづくり								●					●	●			
事業群③ 異業種との連携による浜の活性化											●		●	●			
事業群④ 生産・流通基盤の強化と漁村の賑わい創出に向けた浜の環境整備								●	●		●		●	●			

# 漁業法等の一部を改正する等の法律の概要

●適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、漁業法等を改正し、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本制度を一体的に見直し。

## I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

(1) 新たな資源管理システムの構築	(3) 漁業権制度の見直し
<p>科学的な根拠に基づく目標設定、資源を維持・回復</p> <p><b>【資源管理の基本原則】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量(TAC)による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本</li> <li>TAC管理は、個別の漁獲割当て(IQ)による管理が基本(IQが整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理)</li> </ul> <p><b>【漁獲可能量(TAC)の決定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定</li> </ul> <p><b>【漁獲割当て(IQ)の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定</li> </ul>	<p>水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施</p> <p><b>【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、計画案について、漁業者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表。海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定</li> </ul> <p><b>【漁業権を付与する者の決定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許(法定の優先順位は廃止)</li> </ul> <p><b>【漁場の適切かつ有効な活用の促進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業権者には、その漁場を適切かつ有効に活用する責務を課す</li> </ul>
(2) 漁業許可制度の見直し	(4) 漁村の活性化と多面的機能の発揮
<p>競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し</li> <li>許可体系を見直し、随時の新規許可を推進</li> <li>許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す</li> </ul>	<p>国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることを鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮</p>
(5) その他	
	<p>海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し</p>

## II 漁業法における罰則の強化

違反内容	【改正前】		【改正後】
	懲役刑	罰金刑	
特定の水産動植物を採捕した場合、密漁品を取得する等した場合 ※対象となる水産動植物は省令に規定(あわび・なまこ・稚うなぎ)	-	-	<b>【罰則の新設】</b> 3年以下の懲役 3,000万円以下の罰金
省令に基づく大臣許可漁業又は調整規則に基づく知事許可漁業を無許可で営んだ場合 (例) ・大臣許可の場合：かじき等流し網漁業、東シナ海はえ縄漁業等 ・知事許可漁業の場合：中型まき網漁業、潜水器漁業等	3年	200万円	<b>【罰則の引上げ】</b> 300万円以下の罰金
漁業権又は漁協の組合員の漁業を営む権利を侵害 (例) 漁業権設定区域における一般遊漁者によるサザエ、イセエビ等の採捕	-	20万円	<b>【罰則の引上げ】</b> 100万円以下の罰金

## 長崎県水産業振興基本計画用語集

※以下の用語については、一般的な定義のほか、本計画の文脈に即して解説したものを。

用語	解説
資源動向	資源量や漁獲量の過去5年間の推移から「増加、横ばい、減少」に区分したものを。
資源水準	過去20年以上にわたる資源量や漁獲量の推移から、「高位、中位、低位」の3段階で区分した水準。
平均漁業所得	浜の活力再生プランに基づき報告されたデータを活用したもので、漁業収入から経費（油費、雇用労賃、販売手数料、修繕費、漁船漁具費、減価償却費等）の漁業支出を引いて算出した所得の総計を、報告があった漁業者数で除し算出した1経営体あたりの所得。 （参考：農林水産省の漁業経営統計における令和元年の個人経営体の1経営体あたりの漁業所得は230万円）
UIターン	県外に居住する人が、卒業、退職、転職等を機会に、故郷（Uターン）や自分の出身以外の地方（Iターン）へ住居を移す動き。
急潮	沿岸域に生じる突発的な速い流れのこと。 台風や低気圧の通過後など、そのほか様々な要因で発生することがある。 急潮により、沿岸域に設置されている定置網や養殖網が甚大な被害を受けている。
技能実習／技能実習制度	国際貢献を目的に、開発途上国等の外国人を国内で一定期間（最長5年間）受け入れ、実際の仕事を通じて技能の習得・転移を図る制度。
HACCP 〈Hazard Analysis and Critical Control Point〉	原材料の受入れから最終製品に至るまでの工程ごとに、微生物による汚染や金属の混入等の食品の製造工程で発生するおそれのある危害をあらかじめ分析し、危害の防止につながる特に重要な工程を重点管理点として継続的に監視・記録する工程管理システム。
魚礁	魚を蜻集・滞留させて、効率よく漁獲するために設置するコンクリートや鋼製の構造物。
増殖場	水産資源の増大を図るため、水産生物の産卵の場、幼魚や稚魚の育成の場として設置する自然石やコンクリートブロックなどの構造物。
マウンド礁	栄養豊富な海底近くの海水を海面近くまで上昇させることにより、プランクトンを増やし、それを餌とする魚類の資源回復を図るために設置する構造物。
藻場	沿岸の浅海域において、海藻あるいは海草が繁茂している場所あるいはそれらの群落。水生生物の産卵・育成・生息場として重要。
四季藻場	アラメ・カジメで代表される周年を通して群落を形成する藻場のこと。
南方系ホンダワラ類（南方系種）	本来は熱帯や亜熱帯水域を中心に分布するホンダワラ類。近年は本県の外洋に面した沿岸でもホンダワラ類のキレバモク、マジリモクなどの分布が確認されている。
春藻場	ホンダワラ類で代表される春から初夏にのみ群落を形成する藻場のこと。
水産政策の改革	水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造の確立を目指すもの。
TAC（漁獲可能量） 〈Total Allowable Catch〉	特定の水産資源につき、資源動向等を勘案して、漁獲が許される上限量を設定して漁獲を管理する制度で、現在、国内では8魚種が対象（平成9年1月から実施）。
養殖産地育成計画	意欲ある養殖業者等グループが産地毎の特徴を活かした「養殖産地育成計画」を策定、実践することにより、地域の基幹産業としての発展と養殖業者の所得向上を推進（県独自）。
長崎県の魚愛用店	長崎の魚を積極的に活用したメニューを提供する店として県が認定した飲食店。認定店を増やし県産水産物の県内・地域内での消費拡大を図る。
資源管理計画	資源管理指針に基づき関係漁業者が漁業種類毎に自主的に作成するもので、魚種又は漁業種類毎の資源管理措置について、その規模等を具体的に記すもの。
浮棧橋	海上に箱状の浮体を浮かべ陸側と渡り橋で連結した施設のこと。潮位の干満に合わせて上下するため漁獲物等の荷下ろしが容易となる。
スマート水産業	ICTを用いた海洋情報などのビッグデータの収集や、これらを活用したシミュレーションモデルなどの活用で、生産活動の省力化や操業の効率化などを図る取り組み。
交流人口	地域外からの旅行者や短期滞在者。
SNS 〈social networking service〉	登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。
特定技能	深刻化する人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる新たな在留資格として創設された制度（平成31年4月から受入開始）。
地域別施策展開計画	浜プランの取組を促進するため、浜プランの個人別漁業データを活用し、地域ごとの漁業実態、経営状況を把握、分析し、地域で取り組む具体的な取組を定めたプラン（県独自）。
ICT 〈Information and Communication Technology〉	「情報通信技術」のこと。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。
海業	所得機会の増大を図るため、漁村の人々がその居住する漁村を核として海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組。
地域ビジネス	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組。

用語	解説
ブルーツーリズム	島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。
拠点漁港	漁船の停泊、出漁準備、水産物の陸揚や出荷など地域で中心的な役割を持つ漁港。
入込客数	日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない者で、観光地点及び行祭事・イベントを訪れた者を観光入込客。
漁業士	国の制度として昭和61年度から始まったもので、地域漁業の中核的推進者となることが見込まれる者を「青年漁業士」として、また、漁業技術、経営能力が優れており、かつ、漁村青少年の指導に熱意を有する者を「指導漁業士」として県がそれぞれ認定。
ながさき漁業伝習所	県、市町、漁業系統団体、業界団体等が主体となって運営する漁業就業に関する相談窓口（事務局：県水産部水産経営課）。情報の収集・発信、就業相談のほか、技術習得から定着促進・離職防止までを総合的にサポートする。
浜プラン 浜の活力再生プラン	浜が抱える課題を整理し、地域の創意工夫に基づき漁業者が取り組む収入向上とコスト削減の具体的な取組を定め所得向上を目指すプラン（国制度）。
広域浜プラン 浜の活力再生広域プラン	浜プランに取り組む広域な漁村地域が連携して、浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進するための具体的な取組を定めたプラン（国制度）。
資源管理方針	改正漁業法に基づき、国が定める資源管理基本方針に即して、県において資源管理を行うための資源管理に関する基本的な事項等を定めたもの。
資源管理協定	改正漁業法に基づき、国・県が定める資源管理方針に即して、関係漁業者が魚種・漁業種類毎に自主的に作成するもので、資源管理目標を設定し、目標達成のための自主的な資源管理措置等について定めたもの。
日中・日韓暫定措置水域	日韓、日中間で漁業に関する水域の境界の画定について合意が得られていない水域で自国の漁船に対して取締りと管理を行うこととされている水域。これらの水域では、協定に基づき設置された共同委員会等を通じて適切な資源管理措置を実施することとされている。
排他的経済水域 (EEZ: Exclusive Economic Zone)	沿岸から200カイリ（約370キロ）までの範囲で、沿岸国に鉱物資源や水産資源の開発といった経済的な権利が及ぶ海域。
種苗放流	魚介類の卵や稚魚は、他魚の捕食などにより生残率が低いため、人の手で生存力が高い大きさまで飼育し、海域に放すことで資源を増やす取組。
磯根資源	磯に根付いて生活する海産動植物のうち、水産業において重要な魚類や貝類、海藻等を言う。
海底耕うん	海底を漁具によって耕すことで、海底に酸素を多く含む海水を供給し、水生生物等の生息環境を改善する手法。
漁港ストック	出漁の準備、獲れた魚の水揚げ、漁船の停泊などを行うためにこれまで整備されてきた漁港の施設の蓄積。
ながさき水産業大賞	地域の特色を活かした先進的な活動を展開し、成果を上げている漁業者・組織等を表彰することにより、水産業者の誇りと励みとするとともに、受賞者の功績を広く県民へ紹介し、水産業に対する消費者の理解を促進するもの。
海洋エネルギー	洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差など海洋空間において繰り返し起こる現象から取り出せる再生可能エネルギーのこと。
長崎県適正養殖業者（認定制度）	生産した養殖魚が安全・安心であるという情報提供能力を有すると認定された養殖業者（長崎県かん水魚類養殖協議会（県内養殖関係漁協の団体）が実施）。
ゲノム解析技術	生物が遺伝的に持つ特徴を、生物の設計図である遺伝情報（ゲノム）と関連付けて解析すること。
赤潮	海水中のプランクトンが増殖・集積して、海水が変色する現象。有害なものは、魚介類に大きな被害を与えることがある。
クロロフィル	光エネルギーを吸収する物質で葉緑素ともいう。一般に植物はクロロフィルで光合成を行っているため、クロロフィル量が多くなると海水中の植物プランクトンが増殖していることを示し、赤潮を監視する指標の1つとなる。
クラウド	従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアなどを、インターネットなどのネットワークを通じて、サービスとして利用者に提供するもの。
中・高級魚	まき網漁業などで大量に漁獲されるアジやサバと違って、魚市場等で比較的高値で取引される魚介類のこと。 （例：アカムツ、アマダイ、クエなど）
長崎俵物	鎖国時代、海外へ開かれた唯一の窓口であった長崎港から俄に詰めて海外に向け出荷された海産物は「長崎俵物」と呼ばれ、品質の高さから好評を博したとともに、幕府の財政を支えた。その歴史にちなみ、県産水産加工品の中から厳格な品質基準をクリアした品を現代の「長崎俵物」として平成11年から認定し、長崎を代表する逸品のこと。
TPP11	アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。
日 EU-EPA	日本とEUとの間で、自由で公正な、開かれた国際貿易経済システムの強固な基礎を構築する経済連携協定。
長崎鮮魚	長崎魚市より中国向けに輸出している鮮魚ブランドの名称。
リスクマネジメント	リスクを組織的に管理（マネジメント）し、損失等の回避又は低減を図るプロセスのこと。



用語	解説
貧酸素水塊	海や湖沼の海底付近で発生し、魚介類の生存に適さないほど溶存酸素濃度が低くなった水の塊。夏季に、閉鎖的な浅い内湾の底層付近で発生しやすい傾向がある。
青潮	有機物の分解で海水中の酸素が消費され、酸素が乏しくなった海水が水面に上昇し、海面が青白く見えるもの。水生生物に被害を与えることがある。
広域回遊魚種	トラフグ、ヒラメ、ガザミなど、放流後には都道府県の区域を越えて広域的に分布し、これらの海域全体で漁獲される魚介類を指す。
全国青年・女性漁業者交流大会	全国の青年・女性漁業者が、日頃の研究・実践活動の成果を発表するとともに、広く相互の知識や研究を交流し深めることによって、水産業・漁村の発展・活性化のための技術・知識などを研鑽することを目的として全国漁業協同組合連合会が主催者として年1回開催しているもの。
配偶体	卵や精子の生殖細胞をつくるステージ。ワカメの配偶体は小さな糸状で、雌雄の配偶体から精子と卵がつけられ、受精して幼体に発育しワカメへと成長する。
フリー配偶体	通常の養殖では、配偶体は種糸上で成長するが、配偶体（雄と雌分離）をフラスコ等の容器の中で、培養液に浮遊させた状態で保存したもの。
遊走子	藻類などの種（孢子）のうち、鞭毛をもち水中を遊泳するもの。ワカメでは遊走子はメカブでつけられ、放出された遊走子は遊泳後、岩等の基質に着定して発芽し雌雄の配偶体となる。
Fish 1 –グランプリ	全国漁業協同組合連合会が構成員となっている国産水産物流通促進センターが主催するコンテストのひとつで、国産の水産物を使った「ファストフィッシュ」を扱う企業・団体の方を対象とした、「地域を元気にする 国産魚ファストフィッシュ商品コンテスト」。
ファストフィッシュ	手軽・気軽に美味しく、水産物を食べること及びそれを可能にする商品や食べ方で、今後、普及の可能性を有し、水産物の消費拡大に資するもの。
住血吸虫	魚の血管や心臓等へ寄生する吸虫類。成虫の病原性は少ないが、虫卵が鰓等の毛細血管に詰まると血行障害や窒息（酸素欠乏）を起こしてへい死する。
テレメータ	養殖生簀等に水温、塩分、クロロフィル、溶存酸素等のセンサーを設置し、自動測定したデータをリアルタイムにインターネット経由で公表する装置。